

平成 18 年 4 月 28 日

財団法人 財務会計基準機構
企業会計基準委員会 御中社団法人 生命保険協会
企業保険委員会

「厚生年金基金に係る交付金の会計処理に関する当面の取扱い(案)」に対する意見

平成 18 年 3 月 16 日に公表・コメントの募集がなされた実務対応報告公開草案第 21 号「厚生年金基金に係る交付金の会計処理に関する当面の取扱い(案)」に関し、下記のとおり意見を提出いたします。

記

本公開草案の中でも記載されておりますとおり、「国民年金法等の一部を改正する法律(平成 16 年法律第 104 号)」により、厚生年金基金の財政計算上、厚生年金基金が負う債務は、上乘せ部分については数理債務、代行部分については最低責任準備金となることが明確化されたものと認識しております。

しかしながら、本公開草案で示されている当面の取扱い(案)に基づいた場合、厚生年金基金が受け取った交付金は、厚生年金基金の財政計算上、最低責任準備金を増加させることとなり、結果として財政状況に変化を与えないにもかかわらず、母体企業(事業主)の退職給付費用が交付金の受け取りによって変動することとなります。このような会計処理は、法改正の事実を的確に反映できていないと考えます。

また、本公開草案で示されている当面の取扱い(案)の論拠の 1 つとして「母体企業(事業主)以外からの拠出がある場合の処理としては、従業員からの拠出部分と同様に考えられること」があげられております。従業員負担による掛金については、通常、年金数理に基づき算定された掛金額の一定割合とする(従業員の労働の対価を合理的に反映する)形で算出することから、退職給付費用からその金額を控除する処理としても、母体企業(事業主)の期間損益を歪めるものではありません。ところが、当該交付金の会計処理について「母体企業以外からの拠出」という外形的な類似性をもって同様の処理を適用することは、母体企業(事業主)の期間損益を歪め、株式市場や投資家の判断を誤らせる恐れがあると考えます。

以上の理由から、当該交付金に関する会計処理の検討とあわせて、厚生年金基金制度に対する退職給付会計基準の適用のあり方を見直すべきものと考えます。具体的には、退職給付会計基準について、厚生年金基金制度における代行部分の債務を最低責任準備金とする取扱いに変更すべきであると考えます。

以 上